

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	932 製材事業所跡地維持管理経費	会計	01	一般会計
		款	02	総務費
		項	01	総務管理費
基本 施策	66 文化・スポーツ施設などの公共施設を利用しやすくする	目	05	財産管理費
		細目	115	市有財産管理経費
行革大綱の重点事項番号		細々目	03	製材事業所跡地維持管理経費
担当部課	コード	600100		担当者 氏名
	名称	島ヶ原支所 振興課		
		連絡先	南 朋子	59 - 2053 (内線) 61

**事務事業の概要(Plan)**

対象(誰を、何を)	1.旧製材事業跡地、地域住民 2.旧製材事業所が建築した住宅(完成引渡しから10年間義務化)、居住者 ※対象件数:1箇所 2:18棟
成果(どうする)	1.適切な維持管理をすることで、環境保全や防犯対策を促進する。 2.住宅に瑕疵があった場合、一定の予算を確保していることで早急に修繕が行え、住宅の安全性の確保と施主との信頼性を維持することができる。
根拠法令・要綱等	住宅の品質確保の促進等に関する法律
開始年度	平成 18 年度
終了年度	平成 年度
関連事業	
H21 事業 内容	1.平成18年3月末をもって閉鎖した製材事業跡地の維持管理を行う。 2.建築物の請負人であった製材事業所は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、住宅の基本構造部分に10年間の瑕疵担保責任が義務付けられています。 このため、施主より瑕疵を指摘された物件については建築士などで構成される「(仮称)瑕疵物件審査会」によりその適否を審査し、修繕工法等を検討のうえ修繕工事を発注する。
社会情勢 の変化等	1.跡地は、島ヶ原会館等公共施設の駐車スペースとして利用している。 2.製材所建築による瑕疵を指摘された物件はない。(対象18棟)

**整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)**

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

**運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)**

1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

**事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)**

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H20	H21	H22	H23
			建築建物の瑕疵による苦情処理件数	件	目標 0 実績 0	目標 0 実績 0

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H20	H21	H22	H23
				駐車場利用台数	地域住民の憩いの場や近隣公共施設の駐車場不足解消として機能するか利用台数で計る。	台	目標 1300 実績 1500
建築建物の瑕疵による苦情処理件数	建築建物の瑕疵ゼロを目標とし、苦情処理件数で計る。	件	目標 0 実績 0	目標 0 実績 0	0	0	

投入コスト	H20 決算		H21 決算		H22 当初予算		H23 当初要求	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
直接事業費計(A)	7,270	1,151		709		677		
Aの 財源 内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他	7,270	1,151		709		677	
一般財源	0	0		0		0		
事業投入人件費(B)	0.1人	720	0.1人	720	0.1人	720	0.1人	
フルコスト(A)+(B)	7,990	1,871		1,429		1,397		

**事務事業の評価(Check)**

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	○
	個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	
	事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業	
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	
市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業		
国や県、民間が同様のサービスを提供している事業		
市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業		
民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業		
受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業		
事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業		
【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】		
財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業		
【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】		
有効性	事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。 基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高サービス水準や対象を見直す余地がある。	○
達成度	当初設定した計画を <b>100%</b> 実施している。 【計画に遅れが生じている場合、改善策】 予算の繰越の有無 <b>無</b> 【予算の繰越がある場合、繰越の種類】	
効率性	他の事業主体の活用、事業移管が可能である。 基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。 【事業名】 受益者負担を求めることができる事業である。 全体コストにおける負担構成は適正である。 コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	○

**昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況**

改善策	1.借地分の建築物を解体撤去のうえ返却し、市有地については地域の施設として意識が高められるよう島ヶ原まちづくり協議会と協力しながら維持管理を行う。 2.建築にかかわる瑕疵については、随時対応できるよう勤める。
昨年度の取組状況	【状況】 <b>計画のとおり進んでいる</b> 【詳細】 1.借地については、平成20年度に借地上の建築物を解体撤去し、地主との協議の結果、覚書等により跡地造成工事を実施し、平成21年度に完成し、地主に返還した。 2.建築にかかる瑕疵物件については、ありませんでした。

**今後の方向性(Action)**

担当課長氏名	増永 由美
【方向性】	<b>現状維持</b>
【理由】	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、住宅の基本構造部分に10年間の瑕疵担保責任が義務付けられていることから、一定の予算を確保していく。
現時点における課題、その他	更地化した跡地は、島ヶ原会館等公共施設の駐車スペースとして利用しているが、事務所等の利用方法として、23年度中には公共施設のあり方検討懇談会で決めたい。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	地域の施設として意識が高められるよう、維持管理を行うとともに、建築にかかわる瑕疵については、随時対応できるよう努める。